

## 使用権の譲渡申請に必要な書類について

霊園使用権の譲渡には、次の書類が必要でございますので、よく確認のうえ提出していただきますようお願い申し上げます。

1. 霊園使用権譲渡申請書(同封しております)

2. 譲渡誓約書兼理由書(同封しております)

3. 戸籍関係書類

- ・埋蔵者と譲受人の親族関係が分かるもの
- ・除籍謄本又は改製原戸籍謄本が必要な場合があります。

4. 本人確認書類の写(別紙参照)

- ・譲渡人と譲受人のものがが必要です

5. 譲受人の住民票(発行日から3ヶ月以内のもの)

- ・本籍地の記載のある住民票1通

(マイナンバーは表示しないで下さい)

6. 大阪市設霊園使用許可証

(紛失されている場合は、「紛失届」の提出が必要です)

7. 手数料 250円

\* 管理事務所へ直接持参される場合は、現金250円

\* 郵送される場合は、郵便局で定額小為替(250円)をお買い求めの上送付してください。

8. 返信用切手(簡易書留郵便) 440円分の郵便切手を同封してください。

\* 新しい霊園使用許可証をお送りするための郵送料です。

なお、霊園使用許可証の送付につきましては、3週間から1ヶ月程度かかりますのでご了承ください。

大阪市設 泉南メモリアルパーク 管理事務所  
指定管理者 都市霊園管理グループ  
〒599-0232 大阪府阪南市箱作2603番地の1  
TEL 072(476)2332 FAX 072(476)5771  
(年中無休:午前9:00~午後4:30)

## <本人確認書類>

※1点で確認可能なもの（1号書類）と2点で確認可能なもの（2号書類）があります。

### ① 1点で確認可能なもの（1号書類）

- ・ 運転免許証 ・ 住民基本台帳カード（写真付き）
- ・ 国地方公共団体の機関が発行した身分証明書（写真付） ・ 船員手証 ・ 海技免状
- ・ 小型船舶操縦免許証 ・ 猟銃空気銃所持許可証 ・ 戦傷病者手帳 ・ 宅地建物取引士
- ・ 電気工事士免状 ・ 無線従事者免許証 ・ 認定電気工事従事者認定証
- ・ 特殊電気工事資格者認定証 ・ 耐空検査員の証 ・ 航空従事者技能証明書
- ・ 運行管理者技能検定合格証明書 ・ 動力車操縦者運転免許証 ・ 教習資格認定証
- ・ 警備業法第23条第4項に規定する合格証明証 ・ 身体障がい者手帳 ・ 療育手帳
- ・ 在留カードまたは特別永住者証明書（注）
- ・ 運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたものに限る）

（注）平成24年7月9日以降外国人登録証明書は廃止されましたが、一定期間外国人登録証明書が在留カードまたは特別永住者証明書とみなされ、外国人登録証明書を在留カードまたは特別永住者証明書として利用することができる場合があります。詳細については区役所窓口サービス担当課にお問い合わせください。

### ② 2点で確認可能なもの（2号書類）

※（ア）から2点、または（ア）と（イ）から1点ずつ

#### （ア）

- ・ 被保険者証（国民健康保険、健康保険、船員保険、共済組合証、後期高齢者医療保険等）  
（※各種証明等の郵送請求で健康保険証の写しを送付する際は、健康保険証の写しの保険者番号および被保険者等記号番号をマスキング（黒で塗りつぶし）して送付していただく必要があります）
- ・ 高齢受給者証 ・ 国民年金手帳 ・ 年金証書（国民年金、厚生年金保険、船員保険）
- ・ 共済年金証書 ・ 恩給証書 ・ 国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書
- ・ その他区長が適当と認めるもの

#### （イ）

- ・ 敬老優待乗車証 ・ 学生証 ・ 法人が発行した身分証明書（社員証等）
- ・ 国地方公共団体の機関が発行した1号書類以外の資格証明書（写真付）
- ・ その他区長が適当と認めるもの

(第6号様式)

# 霊園使用権譲渡申請書

大阪市長様

令和 年 月 日

申請者	住所	
	氏名	

次のとおり霊園の使用権を譲渡したいので申請します。

霊園名	泉南メモリアルパーク		使用霊地	1霊地	
使用場所	区	番	号	第 号	
譲受人	本籍	筆頭者( )			
	住所	住宅名・号館・号室		郵便番号	
		電話番号1	住所コード		
		電話番号2			
	フリガナ	(氏)	(名)	1 大正	年 月 日生
	氏名			2 昭和	
			3 平成		
前使用者との続柄					

(添付書類)

霊園使用許可証・戸籍謄本・住民票  
譲渡誓約書兼理由書・本人確認書類(写)

手数料收受欄

250円

--	--	--	--

受付	令和	.	.
許可証書換	令和	.	.

# 譲渡誓約書兼理由書

令和 年 月 日

大阪市長様

譲渡人

氏名

譲受人

氏名

この使用权譲渡申請について、万一問題が生じた場合においても、大阪市に対し一切の迷惑をかけずに解決することを誓約いたします。

また、次のとおり相違ありません。

- ・ 親族の合意を得ています。
- ・ 他の親族より請求があったときは、墓地・埋葬等に関する法律第15条第2項に基づき、帳簿又は書類等を閲覧させることに異存ありません。

なお、使用权移転の理由については、下記の通りです。(該当する欄に○を記入)

- ・ 使用者が維持管理を履行するには困難な遠隔地に転居するため
- ・ 婚姻または養子縁組により氏を変更したため
- ・ 離婚または離縁したため
- ・ 高齢や疾病、後見開始の審判により、管理維持の履行が困難なため
- ・ その他( )

# 大阪市設霊園使用許可証 紛失届

令和 年 月 日

大 阪 市 長 様

大阪市設泉南メモリアルパーク

使用場所.....区.....番.....号

住 所.....

氏 名.....

今回、

承継届       譲渡申請       返還届

住所・本籍・氏名変更届

を提出するにあたり、使用者の「大阪市設霊園使用許可証」  
につきましては、紛失のため添付できませんのでよろしく  
お取り計らい願います。